

区有地境界確認の申請について

○ 次の各号の一に該当する場合は、申請書を受理できません。

- (1) 申請地が係争中のものである場合。
- (2) 申請地に隣接する土地が区有地でない場合。
- (3) 申請地に隣接する区有地の境界がすでに確認している場合。
- (4) 申請要件の補正が行われていない場合。

※注意 池袋本町地区および西池袋 1・3 丁目、千川 1 丁目の一部の地区については、地籍調査事業（街区のみ）において、境界が確認されている箇所は、証明（登記に使用できる）が出る場合がありますので、申請前に境界確定グループまでお問い合わせください。

○ 申請者は、区有地に隣接する土地所有者とします。ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める者とします。

- (1) 土地所有者が法人の場合は、法律、定款又は寄付行為の定める者とします。ただし、法人が解散または破産しているときは清算人または破産管財人とします。
- (2) 登記簿上の土地所有者が死亡している場合は、相続人全員とします。ただし、遺産分割協議書等で相続人が特定されている場合は、その相続人とします。
- (3) 土地所有者が制限行為能力者である場合は、法定代理人たる親権者、未成年後見人若しくは成年後見人又は代理権を有する保佐人、若しくは補助人とします。その場合、申請書に法定代理人等であることを証する書面を添付し、土地所有者記名のうえ、法定代理人等が併記押印して申請してください。ただし、被保佐人又は被補助人が申請する場合は、保佐人又は補助人の同意書を添付してください。
- (4) 申請する土地が共有の場合は、共有者全員とします。
- (5) 申請する土地が信託財産の場合は、原則受託者及び受益者の共同申請とします。ただし、信託条項に特別な定めがある場合はその内容に従ったものとします。信託目録の写しを添付してください。
- (6) 土地の全部事項証明書に「差押」または「裁判所競売開始決定」の記載がある場合は、債権者又は申立人の同意書等を添付してください。

○ この申請書に添付する書類は、下記の要領で作成してください。なお、証明書類の原本還付を希望する場合は、原本を持参の上、写しを添付してください。

- (1) 土地所有者の印鑑証明書（申請者）
発行後 3 か月以内のものを添付してください。なお、申請者から委任を受けた者（代理人）が申請、立会い及び合意等を行う場合は、土地所有者の印鑑証明書、委任する事項を明記した委任状および代理人の印鑑証明書を添付してください。ただし、委任状に代理人の使用印が明示されている場合は代理人の印鑑証明の添付を必要としません。
- (2) 法人の登記事項証明書等
法人の場合は、登記事項証明書等代表者を証明するもの（発行後 3 か月以内）を添付してください。
- (3) 土地登記簿の全部事項証明書（申請地分）
法務局で発行した全部事項証明書（発行後 3 か月以内）を添付してください。なお、全部事項証明書と印鑑証明書の記載住所が異なる場合は、住民票、戸籍の附票、住居表示変更証明書等の住所の沿革が判明できる資料を添付してください。
- (4) 相続を証する書面
全部事項証明書に記載されている土地所有者が死亡し、所有権移転の手続きがなされていない場合は、相続関係説明図及び相続を証明する書面（原本）等とその写しを添付してください。
- (5) 地図（公図）
法務局の内容証明付きの地図（公図）（発行後 3 か月以内）とします。申請位置を赤色で明示してください。両隣及び対側地（字界、丁目界等により申請地の公図と別れている場合）の公図も添付してください。
- (6) 土地登記簿の登記事項要約書
申請地の両隣及び対側地の土地について添付してください。（道路有地番を含む）なお、（財）民事法務協会のインターネット情報提供サービスによる不動産登記情報（全部事項）でも可です。
- (7) 現地案内図
住宅地図（A4 サイズ）に当該地を赤色で明示してください。
- (8) 申出地の権利関係が複雑な場合は、申出者としての当事者能力を有することを確認できる書面を添付してください。（清算人証明、破産管財人証明、その他裁判所の審判・判決・和解調書等）

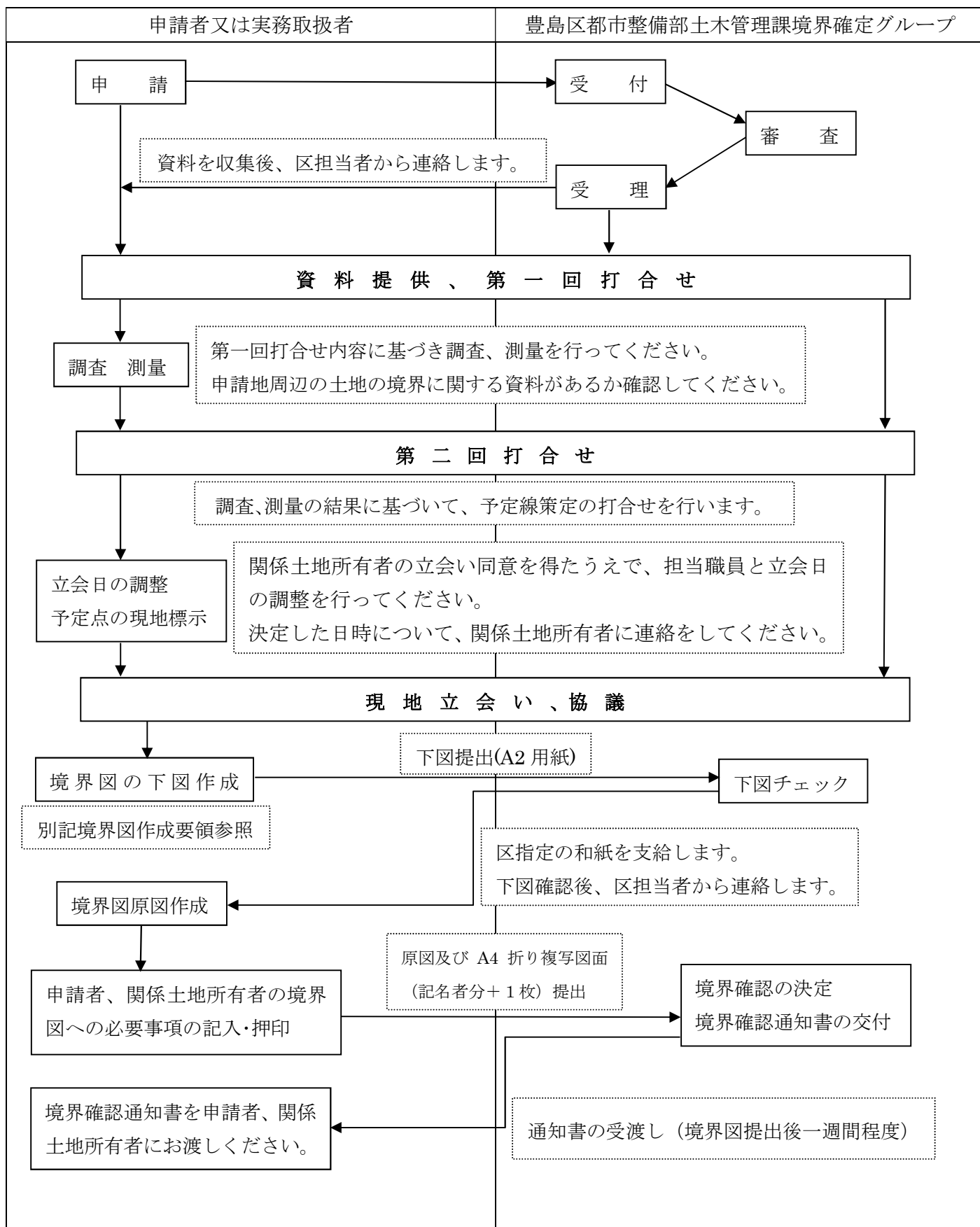
※ 申請書の申請者（土地所有者等）の住所・氏名は申請者が自書してください。

ただし、官公庁、法人の場合はゴム印可。（印字不可）

○ 次の事項に該当する場合は、協議が成立しなかったものとし、申請者にみなし取り下げの通知をします。

- (1) 申請受理後、原則として3ヵ月を経過しても境界立会が終わらない場合。
- (2) 立会終了後、原則として3ヵ月を経過しても土地境界図の提出がない場合。
- (3) 申請受理後、申請者の要件を欠くこととなった場合。ただし、新所有者の「土地所有者変更届」と印鑑証明書、土地登記簿の全部事項証明書等の必要添付書類の提出により協議を継続します。

○ 境界確認申請の流れ



この申請書の提出は 〒171 - 8422 東京都豊島区南池袋2-45-1
 豊島区都市整備部土木管理課境界確定グループ
 電話 03-4566-2674 (直通)
 FAX 03-3981-4844

整 理 番 号	課長	係長	係員

豊島区長 あて

実 印

印

※別記「区有地境界確認の申請について」参照のこと

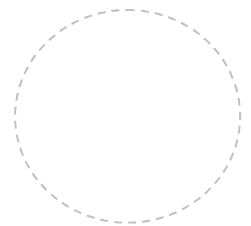
共有者用別添用紙

のりしろ

申請書の裏面に糊付けしてください

契印

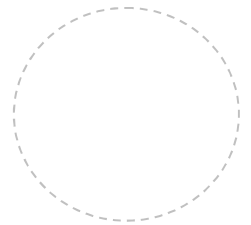
住所
氏名
電話



実印

契印

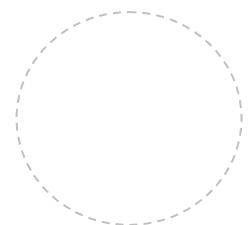
住所
氏名
電話



実印

契印

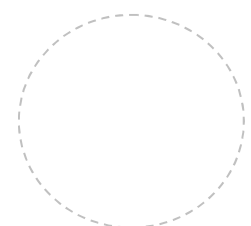
住所
氏名
電話



実印

契印

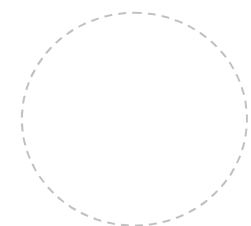
住所
氏名
電話



実印

契印

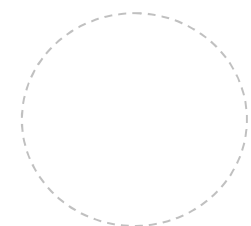
住所
氏名
電話



実印

契印

住所
氏名
電話



実印

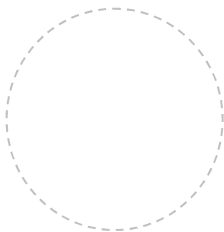
第3号様式

豊島区長 あて

土地所有者

住 所

氏 名



印

合 意 書

私が所有する下記土地と、隣接する豊島区有地との境界は、別添図面に
表示のとおり合意します。

記

1. 土地所在・地番

区

丁目

番

2. 立会日

令和

年

月

日

3. 記名押印日

令和

年

月

日

注意：別添図面とは契印願います。

第5号様式

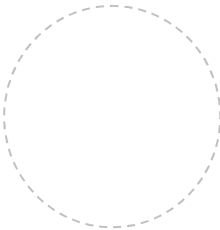
整 理 番 号	課長	係長	係員

令和 年 月 日

豊 島 区 長 あて

住 所

氏 名



実印

豊島区有地境界確認申請書の取下げについて

令和 年 月 日付提出しました、私の所有する下記土地と、これに隣接する豊島区有地との境界確認申請書については、都合により取下げます。

記

土地所在・地番 区 丁目 番

第 6 号様式

整 理 番 号	課長	係長	係員

令和 年 月 日

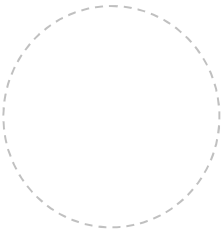
豊 島 区 長 あて

新土地所有者 住 所

氏 名

電 話 ()

実印



土 地 所 有 者 変 更 届

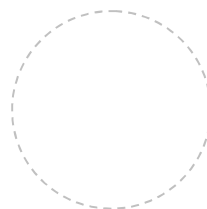
この度、下記土地の所有権を取得しましたので、お届けします。
つきましては、所有者変更事案として引き続き処理するよう依頼します。

記

1. 土地の所在・地番 区 丁目 番
2. 旧土地所有者
3. 所有権変更登記年月日 令和 年 月 日
4. 添付書類
 - (1) 印鑑証明書（発行後 3 ヶ月以内）
 - (2) 法人の場合、登記事項証明書等代表者を証明するもの（発行後 3 ヶ月以内）
 - (3) 土地登記簿の全部事項証明書（所有者変更後のもの）

委任状

私儀 住所
氏名



様を

代理人と定め下記の権限を委任します。

使用印

記

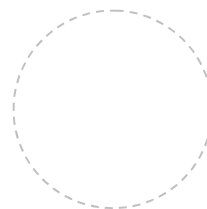
土地所在・地番 区 丁目 番

上記私所有の土地と、豊島区有地との境界確認のための申請、現地立会及び境界承認に関する一切の権限。

令和 年 月 日

豊島区長 あて

住所
委任者 氏名



実印